

「宮城県土木部防災砂防課所管砂防関係公共事業評価委員会」 実施要領

第1 目的

宮城県土木部防災砂防課（以下「防災砂防課」とする。）が所管する公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、新規事業採択時における評価や、事業採択後一定期間が経過した時点における再評価について、費用対効果分析を含め、総合的に実施するものである。

第2 評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業については、防災砂防課が所管する公共事業のうち、国土交通省水管理・国土保全局砂防部（以下「砂防部」とする。）所管の補助事業とする。ただし、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業は除くものとする。

第3 砂防関係公共事業評価委員会

1 設置目的

防災砂防課が所管し、公共事業の事業評価の円滑かつ的確な実施を確保することを目的に、砂防関係公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員の構成

委員会の構成員は、学識経験者1名、市町村首長経験者（現職を含む）1名、計2名とする。

3 委員の委嘱

委員については、適正な事業の評価が必要との観点から、近年の宮城県における砂防関係事業への知見や専門性などを総合的に考慮し、防災砂防課が委嘱するものとする。

第4 評価の実施及び結果等の公表

1 評価の実施

（1）評価の実施主体は、委員会とする。

（2）評価の実施時期は、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。

2 評価手法

評価手法については、防災砂防課において、事業概要、事業目的、費用対効果分析を整理した評価調書を作成の上、委員会の意見を聴くものとする。

3 評価結果、採択箇所等の公表

防災砂防課は、以下の内容について、同課HPで公表するものとする。

（1）委員会の評価結果、及び評価調書。

（2）新規事業が採択された個別補助事業箇所。

第5 その他

当委員会の運営事務を行う事務局を設置し、防災砂防課内に置くものとする。

第6 施行

本要領は、令和6年11月8日から施行する。

砂防関係公共事業評価委員会 委員会名簿

構成員

委 員 井良沢 直也 岩手大学名誉教授

委 員 村上 英人 藏王町長